

那覇空港調査PI評価委員会規約(案)

(設置)

第1条 那覇空港調査PI評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、那覇空港調査連絡調整会議(以下「調整会議」という。)が設置する。

(目的)

第2条 評価委員会は、那覇空港の総合的な調査において調整会議が行うパブリック・インボルブメント(以下「PI」という。)のプロセスや結果について評価、助言を行うことにより本調査の透明性、公平性や公正性を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 評価委員会は、前条の目的を達成するために次の事項について評価、助言を行う。

- (1) PI実施計画に関すること
- (2) PI実施期間中のPI活動に関すること
- (3) PI実施結果に関すること

(構成)

第4条 評価委員会は、所掌事務の遂行に必要な有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

2 委員の変更については、評価委員会の承認を必要とする。

(第三者性)

第5条 委員は、評価委員会の目的に照らし、特定の行政機関および特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、評価委員会の所掌事務が完了するまでとする。

(委員長)

第7条 評価委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(評価委員会の運営)

第8条 評価委員会は、委員長が招集し開催する。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 評価委員会は、調整会議に対し評価委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。

4 評価委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別させる情報や個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第10条 評価委員会は、特段の理由がある場合を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第11条 評価委員会の事務局は、沖縄県に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項は、その都度審議して定める。

附 則

この規約は、平成17年 月 日より施行する。

(別紙)

那覇空港調査 PI 評価委員会委員

氏 名	候 補 者
廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部客員教授
上間 清	琉球大学名誉教授
大城 浩	弁護士
堤 純一郎	琉球大学工学部教授
崎山 律子	フリージャーナリスト